

## 「電力自由化の下での『公正かつ自由な競争』」（報告要旨）

### 今日のお話のテーマ

電力の小売全面自由化に関する法的諸問題---- 独禁法と電気事業法上の規制  
特に、利用者との契約をめぐる事業者間の競争と取引を中心に

### セット割り(=セット販売)

問題となっているのは、pure bundlingではなく、mixed bundling  
ここでは、独占の梃子により、不当な競争制限・競争阻害があるか否かが問題。

- ( ) 当該セット割りの安さによって、競争者を排除する行為 不当廉売
- ( ) 他の事業者との契約条項によって、競争者を排除する行為 拘束条件付取引等

- ( ) 電力ガイドラインの念頭にあるのは、1社ではなく、2社が提携してセット割  
→ それぞれコスト割れか否かを見る。

- ( ) 競争減殺のおそれがあり得るのは----

強力な誘引効果 = セット割の程度が極めて大きく、または米国の 3M 事件のように、  
ある数値を超えた場合に、非比例的に著しく増大する等の場合

セット割を組む 2 つの商品のうち 1 つがかなり独占的であり、かつそれらが排他的  
に結合する場合

電力の小売の場合は、上の 2 に当たらない。バンドルされた複数の製品のいずれにお  
いても独占力が存在せず、すべての競争者がバンドル全体をめぐる競争することが可  
能。

しかし、セット割は、利用者にとって事業者の転換可能性を小さくする（転換コスト  
switching cost）。消費者利益に反する側面とはいえる。

### 長期拘束契約・差別対価

競争促進的、効率性改善効果と反競争的效果の両方を考慮

卸契約につき、既存電力会社は、自由化後も当面は、市場支配的地位にあるので、卸事  
業者（例：電源開発株式会社）のある電源に関し、(全量購入で)長期卸契約を結ぶ一方、  
卸市場には「玉を出す」ことをしる場合、「市場閉鎖効果」が認められることもあり得  
る。

しかし、既存電力会社が、自己の顧客の需要を満たすため必要であれば、正当化事由  
となり得る。「余剰電力」をどう算定するかにかかっている。

新規参入事業者が、既存電力会社以外の他の電源を容易に利用できれば、市場閉鎖効果はない。

事業法との関連では、卸市場の活性化という要請がある。

### 優越的地位の濫用

「取引の対価の一方的決定」

「不利益」要件（独禁法2項9項5号八）----結局は、コスト+適正利益（原価主義）によるほかはない。

「標準メニュー」と「経過措置料金」は、ともに原価主義に基づく算定

経過措置料金が廃止になった後も、独禁法上の優越的地位の濫用が規制の手段として残る。しかし、この規制は事後規制であるから、実際の規制発動の影響が大きい。したがって、なるべく既存事業者のユーザーに対する優越的地位の濫用の可能性が少なくなってから、経過措置料金を廃止したほうがよい。

### 「他のエネルギーと競合する分野」における競争手段

関西電力「オール電化」公取委警告事件 = 平成 17・4・21

全面自由化後も、既存事業者が、「オール電化を推進する手段によっては、公正な競争を阻害する可能性がある」。一般送配電事業者についても同様。

### 低所得層・低利用者 (fuel poverty 問題)

新規参入事業者は、標準使用家庭より上位の家庭（上記、第2、第3段階）をターゲットとするので、既存事業者としては、競争圧力がない第1段階を廃止、または引き上げた方が経営上合理的な戦略であろう。しかし、既存電気事業者としては、社会的要請にこたえるという観点から、三段階料金制度は残すべきではないか。

これに対しては、「競争中立性」の原則からは、新規参入事業者と既存電気事業者が同じ条件で競争すべきであり、また、三段階料金制度の公的ないし社会的観点からの要請は既存電気事業者に不当な負担を負わせるものだ、社会福祉政策は政府の任務・負担とすべき、という議論があり得る。

全面自由化後かつ経過措置料金終了後もしばらくは（事実上の独占に近い状態が継続する限り）、標準メニューが存置されるべきであり、それに関して既存事業者（小売・送配電事業者）に原価主義の規制がかかり続けることになる。

そこにおいて、電源構成など、原価の構成要素を出すことは必要であろうが、それらをもとに具体的にどう規制するか、従来のように厳密に査定するかどうか等は、工夫の余地があるようにも思われる。

少なくとも、経産省だけが情報をもって規制にあたる、という旧来のスタイルは変えるべき。情報開示を広く義務付け、多様な角度からの検討・監視（公取委や消費者庁など他行政庁や国民の目）に晒すことが大事。